

「年収の壁・支援強化パッケージ」の取扱いについて

厚生労働省公表の「年収の壁・支援強化パッケージ」について、具体的な取扱いとしてQ&Aが示されましたのでお知らせいたします。

なお、令和5年10月20日(金)以降の被扶養者認定時に適用し、それ以前については遡及適用しません。

詳細は、以下の厚生労働省ホームページをご覧ください。

関連リンク: [年収の壁・支援強化パッケージ 厚生労働省](#)

○ お問い合わせ:業務課適用係